激増する内部告発への対応が急務!

公益通報者保護法制の展開と 内部通報制度の見直し 解説講座

~内部通報制度を機能させるための工夫と着眼点~

●開催要領●

●日 時●2018年 5月25日(金) 10:00~16:00

●会 場●企業研究会セミナールーム(東京・麹町)東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師紹介 青山学院大学大学院法務研究科(法科大学院) 教授

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏

[浜辺陽一郎氏ご略歴] 1961年生まれ。1984年司法試験合格。1985年慶応義塾大学法学部卒業。1987年弁護士登録。1995年米国ニューヨーク州弁護士登録。都内の渉外法律事務所等を経て、現職。現在、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックにおいて弁護士として活動し、多数の企業法務等に携わる。主な著書に「図解でわかる新民法(債権法)」(清文社)「図解 新会社法のしくみ(第3版)」「執行役員制度ー運用のための理論と実務(第五版)」「図解 コンプライアンス経営(第3版)」「個人情報・営業秘密・公益通報Q&A」「英文国際取引契約書の書き方」「国際ビジネス法入門」「経営力アップのための企業法務入門」(東洋経済新報社)〈セミナー当日、こちらの書籍をテキストとして配付します〉などがある。



●ご参加頂きたい方●

■受講料:1名(税込み、昼食代・資料代 含む)

正会員	37,800円 (本体価格 35,000円)
一 般	41,040円 (本体価格 38,000円)

■参加要領

当会ホーム―ページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。
 - (〔セミナー・会員研究会〕→〔よくあるご質問〕)
- *お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- *最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く場合もございますので、予めご了承ください。
- *申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2 F

W. C	1000 1700 170	TO SERVICE THE PROPERTY OF THE			and the state of t	
4	_ 1. ^°_	-ジよりま	中になるい	ゝただノ	うまが面も	で オ
ヨムハ-	-41	-ンみりの	中心のい	リンシ	ツルツ田へ	C 9 0

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181099-0303		公益通報者保護法制の展開と内部通報制度の見直し			
siptifits 会社名					
住 所	₹				
TEL			FAX		
^{ふりがは} ご氏名			所 属 役 職		
E-mail					
ふりがな ご氏名			所 属役 職		
E-mail					

プログラム ●

5月 25日

(金)

第1部 内部通報制度の目的

- (1) 不祥事発覚の発端はほとんど内部告発 企業不祥事に見る失敗のパターン、対応ミスによる損失の拡大
- (2) 内部告発の増加とその背景
- (3) 法令における「内部告発」の取扱い(4)司法における内部告発の取扱い

10:00

(スタート)

12:00

昼食タイム

13:00

第2部 公益通報者保護法の趣旨と内容

- 1 公益通報者保護法の概要
- 2 公益通報者保護法の意義 (その大きなインパクト)
- 内部通報制度の状況

民間事業者向けガイドラインの趣旨と内容 第3部

- 内部通報制度推進に向けた動き
- 2 消費者庁・内閣府の検討会 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」の動向
- 3 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する 民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日)

第4部 内部通報制度の制度設計上の諸問題

コンプライアンス経営のための内部通報制度の構築と活用方法

監査役から内部通報に関する情報開示を求められた場合の対応方法は?

- 内部通報制度の基本的考え方
- 内部通報制度を機能させるための工夫と着眼点 自浄を促し、有効に機能させるための設計上の留意点 「作ってはみたけれど…」とならないように
- (1) 通報を義務にするか、権利にするか?
- (2) 通報の対象を何にするか?
- 誰が通報者となるのか、その保護対象は? (3)
- (4) 受付部署=通報窓口(ホットライン)をどこに設置すべきか?

企業集団における内部通報制度の整備

- (5) 対応担当者の独立性
- (6) 実名(顕名)通報を原則とするか、匿名通報を原則とするか
- (7) 社内リニエンシーの考え方 不正関与者本人からの通報の取扱い
- (8) フィードバックのあり方
- (9) ルール作り…透明性の高いルールの策定
- (10) 社内周知の徹底/社内研修の活用

午後 途中 休憩タイム

あり

第5部 運営上の諸問題

- 1 利益相反問題 会社が窓口を設けている意義と位置づけの整理 内部統制によるコンプライアンスの推進
- 調査における匿名性確保 調査方法
- コンプライアンス・プログラム全体の中の位置づけと体制整備
- 内部通報の受付時の心得から調査段階における留意点
- (1) 通報受領時の対応
- (2)調査・検討段階の諸問題
- (3) 内部通報が調査の端緒であることを周りに伏せる配慮
- 通報が虚偽・不当な場合の対応
- 調査後の対応 通報者へのフィードバック 6
- 調査後の是正措置 7
- 8 内部通報制度の検証と改善の必要性

第6部 内部通報で問題となりやすい領域における具体的対応方法 調査困難なハラスメント事案における対応方法

16:00

(終 了)

(付録) 企業倫理ヘルプラインに関する規程(案)